

大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 平成27年度第1回定例会議 議事概要

1 開催日時 平成27年6月29日（月）午後1時30分から午後4時30分

2 場所 大阪赤十字会館 4階 401会議室

3 出席委員 5名

4 審議対象期間 平成26年12月1日から平成27年3月31日まで

5 会議の概要 審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数426件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

(抽出事案一覧)

入札方式	案件名	契約金額(円)
建設工事	一般競争 大阪府営瓜破2丁目第3期高層住宅（建て替え）新築工事	1,458,000,000
	一般競争 大阪府営堺新金岡4丁5番第1期高層住宅（建て替え）新築工事	1,261,440,000
	一般競争 大阪府営松原立部住宅（第2工区）外2件耐震改修工事	525,960,000
	一般競争 日本万国博覧会記念公園自然文化園園路舗装工事	92,061,360
	一般競争 大阪府立藤井寺支援学校外1校昇降機設備改修工事	28,188,000
	一般競争 信号機改良工事（第49回）（機器製作）	10,757,880
	随意契約 大阪府立中之島図書館 外壁改修その他工事（その2）	58,752,000
測量・建コン	一般競争 信号機等交通安全施設設備等工事設計業務（第51回）	11,286,000
	一般競争 大阪府営堺若松台2丁第1期高層住宅（建て替え）新築設備工事監理業務	3,024,000
委託役務	一般競争 大阪府警察総合健康診断業務（第2ブロック）（単価契約）	208,701,684
	一般競争 大阪府立茨木支援学校における学校給食調理業務	43,372,800
	随意契約 ヘリコプターはやかぜ号（アグスタ式AW139型）の1年点検整備作業	21,276,000
物品	一般競争 発炎筒	3,865,968

6 審議の結果： 抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

7 委員からの質問とそれに対する回答： 別紙のとおり

(別紙)

質問	回答
<p>【大阪府営瓜破2丁目第3期高層住宅（建て替え）新築工事】</p> <p>本件はプレキャスト工法を採用しているが、どのような場合に採用する工法なのか。</p> <p>プレキャスト工法による施工ができる事業者は何者いるのか。</p>	<p>コンクリートの建築物に関する一般的な工法は、建築現場で型枠を作った後、その型枠の中にコンクリートを流し込んで作るが、プレキャスト工法は、工場などであらかじめ作ったコンクリート部材を建設現場に持ち込んでつなぎ合わせるものであり、特殊な工法である。</p> <p>同工法は、コンクリート部材を工場であらかじめ作ることから、工事現場へのコンクリートミキサー車などの工事車両の進入を減らすことができるため、工事車両を極力減らすよう近隣住民の強い要望があった場合に採用している。</p> <p>プレキャスト工法を採用する工事には、建築一式工事の AA等級と A等級の事業者が参加することが可能。AA等級の事業者が15者、A等級の事業者39者が施工できるので、全部で54者の事業者が入札可能と考えている。</p>
<p>【大阪府営堺新金岡4丁5番第1期高層住宅（建て替え）新築工事】</p> <p>本件は一般競争入札（実績申告型）を採用しており、入札参加資格で評価基準点を6点としているが、6点とした理由は何か。</p> <p>これまで総合評価落札方式を採用してきたものから、実績申告型を試行実施しているということだが、どのような場合に、実績申告型を採用するのか。</p>	<p>一般競争入札（実績申告型）は平成26年度から試行実施しているもので、平成25年度に総合評価落札方式で実施した案件について、それぞれ入札参加者について評価点を算出し、約8割の事業者が参加できるように勘案して、評価基準点6点を設定した。今後、試行実施の結果をみながら、評価基準点について精査していきたい。</p> <p>実績申告型は、総合評価落札方式を採用した場合の入札参加者の負担を減らすという観点から試行実施することとしている。</p> <p>創意工夫の差が出にくい、同一平面の連続するような府営住宅から、試行実施することとしている。12億円以上の案件を対象としているが、それ以下の案件に拡大するか否かについては、試行実施の結果を見て考えていきたい。</p>
<p>【大阪府営松原立部住宅（第2工区）外2件耐震改修工事】</p> <p>工事によって一般工事と特殊工事とに区分しているが、どういう分け方なのか。</p>	<p>一般工事は、通常の建設工事。特殊工事は、居ながらといった特殊な条件がつく府営住宅の耐震改修工事というように使い分けて工事を発注している。</p>

<p>【日本万国博覧会記念公園自然文化園園路舗装工事】</p> <p>本件は、ランダム係数が電子入札システムにより高い値が選択されたことにより、最低制限価格未満の入札となり、失格となったものが多くなった。このような状況を軽減するため、ランダム係数の選択の幅を狭めるなどの対策はできないのか。</p> <p>最低制限価格付近の入札が多くなったが、予定価格の設定に問題はなかったのか。</p>	<p>ランダム係数が高い値であったため、失格者が多くなり、結果として高価格で入札した業者が落札するケースがまれに生じている。ランダム係数の仕組みや変動幅については事前に提示しているので、競争環境としての公平性は確保されていると考えている。ランダム係数を導入している以上、このようなことは避けることはできないが、このようなケースの発生を回避することが必要との考えのもと、ランダム係数の変動幅を平成27年4月から1／2に縮小した。</p> <p>積算基準に基づき予定価格を設定しており、積算は適正に行っている。受注意欲の高い事業者が多かったことから、このような状況になったと判断している。</p>
<p>【大阪府立藤井寺支援学校外1校昇降機設備改修工事】</p> <p>本件は、低入札調査基準価格制度適用案件であり、本件落札金額が低入札調査基準価格未満であることから、低入札価格調査を実施しているが、同調査にあたり、低入札価格調査の調査基準を定めているのか。</p> <p>低入札価格調査制度と最低制限価格制度をどのように使い分けているのか。</p>	<p>低入札価格調査において、失格する場合の失格判断基準を定めている。例えば、工事の下請に際して、十分な経費を見込んでいるか否かの数値的判断基準などを定めている。</p> <p>本件についても、失格判断基準に照らして評価し、合格としたものである。</p> <p>工種や価格に応じて、スケールメリットや調達コストの低減が図られるようなもので、あらかじめ定めた基準以下の価格であっても適正な工事等が履行できると判断するものについて、低入札価格調査制度を適用しており、それ以外については最低制限価格制度を適用することとしている。</p>
<p>【信号機改良工事（第49回）（機器製作）】</p> <p>失格者が多くなったのはなぜか。</p> <p>設計積算の際、当該特殊機器の単価設定はどうしたのか。</p>	<p>本件機器製作には、特殊機器（音響式LEDポール）が含まれており、入札参加事業者に当該機器の発注実績もなかったことから、積算が難しかったため、当該機器単価を低く積算し、最低制限価格を下回ったものと考えている。</p> <p>当該特殊機器の製造メーカーは一者で、当該メーカーから見積を徴し、見積価格に調整率を乗じて設計金額を算出した。なお、落札者はこのメーカーではない。</p>

<p>【大阪府立中之島図書館 外壁改修その他工事（その2）】</p> <p>本件は当初の入札が不調となつたために行った不調隨契であるが、本件契約金額(5,440万円)と、当初入札時における受注者の入札額(7千万円)との間に大きな差があるが、予定価格は妥当であったのか。</p> <p>当初の入札で、辞退をしている事業者がいるが、その理由を確認しているか。</p>	<p>文化財の改修となることから、設計・積算にあたっては、文化庁の指導をうけつつ、文化財特有の配慮が必要な外壁洗浄部分などの工種については、事業者から見積を徴して、適正に積算を行った。</p> <p>辞退した事業者については、確認したところ、文化財の改修工事の経験がなかったので、辞退したと聞いている。</p>
<p>【信号機等交通安全施設設備等工事設計業務（第51回）】</p> <p>本件と同様の業務については、入札参加事業者が5者しかないが、なぜか。入札参加者を増やす工夫をしているのか。</p> <p>入札参加者5者のうち、特定の2者が落札しているケースが多くなっているが、なぜか。</p>	<p>信号機などの交通安全施設整備の設計業務は特殊な業務で、府警本部の担当部署や警察署との協議に時間や手間がかかるため、敬遠しているようだ。多くの事業者に参加してもらうように様々な工事の設備標準図や交差点の平面図の閲覧を可能にするなど様々な工夫をしており、平成27年度からは1者が新規参入することとなった。</p> <p>年度当初であれば他の事業者も受注しているが、年度末の発注ということで、設計技術者にゆとりのある事業者が受注している案件が多くなっている。</p>
<p>【大阪府営堺若松台2丁第1期高層住宅（建て替え）新築設備工事監理業務】</p> <p>本件は、2者の入札参加申請があったが、そのうち1者が辞退しており、競争性がない状況であるが、なぜか。</p>	<p>年度当初は、1年間の業務量を確保する時期であるため、ある程度の入札参加者があるが、年度中盤以降は当該業務を担当できる技術者が少なくなるため、入札参加者が減少する傾向にある。本件については、年末の発注であったことから、余力のある事業者が極めて少なくなっていたと考えている。</p>

<p>【大阪府警察総合健康診断業務 (第2ブロック) (単価契約)】</p> <p>本件は、一者入札になっているが、どのように考えているか。</p> <p>発注時期を工夫することはできなかったのか。</p> <p>本件のほかに、第1ブロックを発注しているが、受注者が本件と同じ事業者である。にもかかわらず、落札率が第1ブロックが68.85%で、第2ブロック(本件)が95.79%と大きく異なっているが、なぜか。</p>	<p>集団検診に登録している事業者は22者であるが、健康診断は多くの民間企業や官公庁が年度当初に一斉に実施しており、本件業務の実施時期である4月から6月はどこの事業者も手いっぱいという状況にあり、結果として一者入札となったと考えている。</p> <p>健康診断の結果、精密検診を必要な者が確認された場合、その後の保健指導など対応を行うため、発注時期を遅らせると健康管理を含めた人事管理に影響が及ぶため、発注時期について工夫することは困難である。</p> <p>健康診断の実施地域を大きく二つに分けて発注しており、本件受注者は前回の第1ブロックのみの落札者であった。第2ブロックについては新規受注となり、新たに医療スタッフ等の人材確保や集団検診者等の機材の調達が必要となることから、その経費を積み上げたため、第1ブロックと比較すると入札金額が高くなっている。</p> <p>なお、前回の第2ブロックの落札者は、新しい検診施設の開設準備のため、今回の入札については参加を見合わせたと聞いている。</p>
<p>【大阪府立茨木支援学校における 学校給食調理業務】</p> <p>予定価格はどのように設定したのか。</p> <p>落札者以外はすべて最低制限価格を下回り失格となっているが、失格した理由についてどのように考えているか。</p> <p>本件と一緒に発注した3件の入札案件についてはすべて不調となり、不調隨契を行っているが、本件業務の入札で失格となった事業者3者それぞれが契約相手方となっている。3者で3件の随意契約を分け合った形になっているが、どのように考えるか。</p>	<p>予定価格は、契約局が作成した学校給食積算シートに基づき必要な労務数量をもとに算出している。</p> <p>栄養士や調理員などの本件業務を行うために必要な配置人員数について、府の積算と失格した事業者の積算が大きく異なっていたと考えている。</p> <p>失格した事業者は、本件業務への受注意欲が強かったため、本件茨木支援学校の周辺で受注している業務を一体のものと考えて、配置人員数を抑えたものと考えている。</p> <p>3件の案件は、給食調理業務を新規に民間委託するため、1回目の入札で不調となつたが、早期に事業者を決定する必要があったことから、3者に対して見積を徴し、最も安い事業者と契約したもので、それがたまたま3件とも別々の業者になったものと考えている。</p>

【ヘリコプターはやかぜ号（アグスタ式 AW139型）の1年点検整備作業】	
見積を依頼した3者のうち、見積採用者以外の2者はなぜ見積を辞退したのか。	見積辞退した2者はいずれも、業務多忙につき所定の期間内では対応できないということであった。
【発炎筒】 予定価格はどのようにして決めたのか。	主要なメーカーである2者から徴した参考見積をもとに、予定価格を設定した。